

安全運転管理者等講習業務委託契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年三月十一日

青森県警察本部長 重松弘教

一 一般競争入札に付する事項

安全運転管理者等講習業務

二 業務内容

入札説明書による。

三 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年（二〇二〇年）三月三十一日まで

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十八年二月八日青森県警察本部長告示第六号（役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格）の一、平成二十九年二月六日青森県警察本部長告示第六号（役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格）の一又は平成三十年二月九日青森県警察本部長告示第七号（役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、安全運転管理者等講習業務委託契約についてA又はBの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限から開札の時間までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第一百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号。以下「施行規則」という。）第三十八条の三の規定により、青森県公安委員会が委託事務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める一般社団法人又は一

般財団法人その他の者であること。

- 5 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に經營を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者ないこと。

五 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 ○一七一七二三一四二一一

- 2 入札書の提出期限

平成三十一年三月二十五日 午前十時

- 3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

平成三十一年三月二十五日 午前十時五分

六 入札保証金に関する事項

免除とする。

七 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、その全部又は一部の納付を免除する。

- 1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- 2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書取り交わしの時期

平成三十一年四月一日

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

十 その他

1 入札の方法等

入札説明書による。

2 契約全体に対する履行の時期に係る対価の割合

平成三十一年九月三十日まで 十二分の六

平成三十一年十月一日以後 十二分の六

3 入札書の記載方法

落札決定に当たつては、次の(一)から(三)までに掲げる金額の合計額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の平成三十一年九月三十日までに履行されるものに係る対価については百八分の百に相当する金額及び平成三十一年十月一日以後に履行されるものに係る対価については百十分の百に相当する金額の合計金額を入札書に記載すること。

(一) 入札書に記載された金額

- (二) (一)に十二分の六を乗じて得た額に百分の人を乗じて得た額
- (三) (一)に十二分の六を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札手続の停止等

平成三十一年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。